

令和8年6月入居分
市営住宅入居者募集について

市営住宅入居者を下記のとおり募集しますので、入居を希望される方は、本募集要綱の内容を確認した上で、所定の手続きに従って入居の申し込みをしてください。

1. 募集内容

住宅名	住所	構造間取り	建設年度	募集戸数	うち優先枠	家賃(円)
便所	風呂給湯	台所給湯	洗濯機置場		単身入居	備考
野	橋本市野 124 番地の 1	中耐 4 階建・3DK	昭和 56 年	1	0	17,400~34,200
洋式・公共下水	浴槽有・給湯有	給湯有	脱衣所		可	4 階建/2 階

■単身入居

単身入居可能な住宅は、別表の特例単身者に該当する世帯又は複数名の世帯が入居できます。

※ 市営住宅の家賃については、入居者の所得額等によって毎年改められます。

(上表は令和6年度の家賃額になります)また、家賃の他に共益費等が必要な場合があります。

※ 公共下水道に接続している住戸について、下水道使用料が別途必要となります。

※ 募集住戸は、新築ではなく前入居者が退去した住宅を補修したものであり、修繕等について対応しかねる箇所もあります。

2. 申込受付

受付期間 : 令和8年3月2日(月) ~ 令和8年4月3日(金)

午前8時30分 ~ 午後5時15分

※土日祝日は除きます。

受付場所 : 648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

橋本市役所 建築住宅課

受付方法 : ①窓口持参又は郵送 ②オンライン(受付期間内必着)



↑ 申込はコチラ

《抽選会》

開催日時 : 令和8年4月10日(金) 午前10時

開催場所 : 橋本市役所 会議室B

結果通知 : 後日郵送

(抽選会当日午後4時頃市ホームページにおいて公開)

3. 申込資格 (以下の条件のすべてを具備していることが必要です)

- (1) 申込日現在で、本人が市内に住民登録のある者または勤務場所を有する者であること。
ただし、何らかの事情により、本市による入所手続きを経て社会福祉法第2条第2項に規定する施設に入所している方または東京電力原子力事故被害者の方については、市内に住民登録または勤務場所を有していなくても市営住宅に申し込むことができます。(証明できる書類の提出が必要です)

- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
ただし、持ち家がある方は原則申込みいただけません。

- (3) 同居しようとする親族が本人を含めて2人以上の世帯(婚姻予約者を含む)であること。
ただし、両親がありながら片親のみの同居や兄弟姉妹だけなど不自然な家族構成の方は除きます。特例単身者(別表参照)の場合、単身者向住宅のみ申し込むことができます。
※著しい障がい等により常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は単身入居できません。

- (4) 入居しようとする全員が地方税を滞納していない者であること。

- (5) 申込世帯全員の年間所得金額から「同居及び扶養親族控除」など各種控除額(3ページ参照)を引いた金額を12で割った、計算後の月額が158,000円以下であること。
ただし、裁量世帯に該当する方は、計算後の月額が214,000円以下であれば申し込むことができます。(世帯毎の月額所得制限は別表参照)
また、東京電力原子力事故被害者の方は月額計算が異なる場合がございますので、
申し込みの際にご相談ください。(証明できる書類の提出が必要となります)

- (6) 本人及び同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

【控除額について】

入居者、同居者及び扶養親族に所得税法により認定された人がある場合は、年間所得金額から下記の金額を控除することができます。

控除の種類	控除対象者	控除額
同居親族	・ 本人以外の同居者	1人につき 38万円
同居していない扶養親族	・ 同居していない所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族	1人につき 38万円
老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	・ 70歳以上かつ所得額が38万円以下の方 (別居を含む)	1人につき 10万円
特定扶養親族	・ 年齢16歳以上23歳未満かつ所得額が38万円以下の方 (別居を含む)	1人につき 25万円
障がい者	・ 身体障害者手帳3～6級 ・ 精神障害者保健福祉手帳2～3級 ・ 療育手帳B1、B2 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方	1人につき 27万円
特別障がい者	・ 身体障害者手帳1～2級 ・ 精神障害者保健福祉手帳1級 ・ 療育手帳A1、A2 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方	1人につき 40万円
ひとり親	・ 婚姻をしていない又は配偶者と離別・死別等した後に婚姻又は事実婚状態にない人で、生計を一にする子(所得48万円以下かつ他者の扶養になっていない)を有し、合計所得額が500万円以下である者。 (児童扶養手当証書又はひとり親家庭医療費受給資格証の写しもしくは戸籍謄本のうち、いずれかの提出が必要)	1人につき 35万円 (所得が35万円未満の場合はその額)
寡婦又は寡夫	上記ひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす方。 ・ 夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得額が500万円以下である方 ・ 夫と死別等した人で、合計所得額が500万円以下である方	1人につき 27万円 (所得が27万円未満の場合はその額)
給与所得者	本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者	1人につき 10万円 (所得が10万円未満の場合はその額)
公的年金等所得者		

4. 入居者として選考された後の提出書類 **(提出期間:入居当選後～令和8年5月1日)**

(1)～(2)は全員、(3)～(7)は該当する方のみ必要な書類になります。

(1) 調査同意書（様式第1号の2）次の事項を調査し、確認するために使用します。

①収入 ②地方税の滞納がないこと ③持ち家がないこと ④暴力団員でないこと

(2) 誓約書（暴力団員でないことの誓約）

(3) 調査同意書により収入を調査し、確認することができない場合

令和7年度 市・県民税課税（所得）証明書（窓口は総務部 税務課）

収入の有無に関係なく入居しようとする方全員（16歳以上の方）

の書類が必要です。

※本人以外が取得する際は、委任状が必要となる場合があります。

(ア) 給与所得者

市町村長が発行した所得証明書。（扶養者親族数、各種控除が記載されたもの）

ただし、令和7年1月以降の就職者は雇用者の証明印がある月別の給与支払証明書（給与・賞与・諸手当等所得税課税対象となる支払総額）が必要です。

令和7年1月以降に転職された方は、雇用者の証明印がある月別の給与支払証明書及び前の事業所の退職を証明する書類も必要となります。

令和7年1月以降に退職し、現在無職の方は、前の事業所の退職を証明する書類が必要です。

現在休職中の方は、休職証明書が必要です。

(イ) 事業所得者

市町村長が発行した所得証明書。

ただし、令和7年1月以降に事業を変更した場合は、変更後の事業所得に係る所得の収支を記載した明細書も必要です。

(ウ) 所得のない方

市町村長が発行した非課税証明書。（所得額が記載されたもの）

(4) 調査同意書により地方税の滞納がないことを調査し、確認することができない場合

市税の完納証明書（窓口は総務部 税務課）

入居しようとする方全員（16歳以上の方）の書類が必要です。

※本人以外が取得する際は、委任状が必要となる場合があります。

(5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある又は婚姻予約者がいる場合

(ア) 婚約予約者：婚約証明書

入居予定日までに確実に入籍することを双方の父母等が証明したものがが必要です。

なお、婚約予定者と証明者（父母等）の関係を明らかにする戸籍謄本または住民票（続柄が記載されているもの）を添付すること。

(イ) 内縁関係：内縁証明書又は内縁関係記載の住民票

内縁証明書の場合、内縁関係にあることを双方の父母等が証明したものがが必要です。

また、内縁関係者と証明者（父母等）の関係を明らかにする戸籍謄本または住民票（続柄が記載されているもの）を添付すること。

(ウ) パートナーシップ・ファミリーシップ関係：パートナーシップ等証明書

又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等

パートナーシップ等証明書の場合、同性のため入籍できないが事実上婚姻関係と同様の事情にある事等を双方の父母等が証明したものがが必要です。

なお、パートナーシップ等関係者と証明者（父母等）の関係を明らかにする戸籍謄本又は住民票（続柄が記載されているもの）を添付すること。

人権・男女共同推進室発行の「パートナーシップ：ファミリーシップ宣誓書受領書」等でも受付が可能です。（写しをご提出ください。）

※承認を受けるには以下の全てに該当している必要があります。

①双方が青年に達していること。

②双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。

③双方が現に婚姻をしておらず、かつ、現に当該パートナーシップ・ファミリーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。

④双方が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 734 条及び第 735 条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと（当該関係が養子縁組によるものであって、養子縁組をする前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族の関係になかった場合を除く。）

(6) 橋本市外在住の場合

(ア) 市内に勤務先がある方：就労証明書

勤務先が市内にあることを証明したものがが必要です。

(イ) 橋本市役所を通じて母子生活支援施設わかくさに入所中の方：入所証明書

健康福祉部子育て応援課または母子生活支援施設わかくさが証明したものがが必要です。

(ウ) 東京電力原子力事故被害者の方：居住実績証明書

平成 23 年 3 月 11 日時点で対象地域に居住していることを避難元市町村が証明したものがが必要です。

(7) その他添付書類

(ア) 各種障害者手帳・療育手帳をお持ちの方：手帳の写し

(イ) 母子または父子世帯の方：児童扶養手当証書又はひとり親家庭医療費受給資格証の写しもしくは戸籍謄本

(ウ) 配偶者からの暴力にかかる被害者の方：保護施設又は裁判所の証明書

(エ) 犯罪被害者の方：警察又は検察当局等客観的に被害を証明できる必要があります。

5. 実態調査

居住実態を調査し確認するため、居宅及び勤務先等に連絡又は訪問する場合があります。

6. 入居予定日

令和8年6月30日（予定）

7. 入居申込から入居までの流れ

①申込（3/2～4/3）⇒ ②抽選会等による選考（4/10）⇒②添付書類提出（～5/1）⇒

④入居審査 ⇒ ⑤入居決定 ⇒ ⑥入居説明 ⇒

⑦入居書類提出 ⇒ ⑧鍵引渡し ⇒ ⑨入居

※諸事情により上記日程が延期されることがありますが、あらかじめご了承ください。

8. その他留意すべき事項

- （1） 申込みは、一世帯一住宅に限ります。
- （2） 入居予定者は、その権利を他人に譲ることはできません。
- （3） 入居するときは、家賃3ヶ月分の敷金が必要です。
- （4） 家賃の納期限は、毎月月末です。家賃を3ヶ月以上滞納されたときは、住宅の明け渡しを請求いたします。
- （5） 犬、猫等のペットの飼育（野良猫等へのえさやり含む）、無線アンテナの取付等により、周辺環境を乱したり他に迷惑を及ぼしたりする行為があった場合は、住宅の明け渡しを請求いたします。
- （6） 構造上重要でない部分の修繕並びに住宅及び敷地の管理は、入居者の負担です。
- （7） 入居してから3年経過後に行う収入調査において「収入超過者」に認定された場合は、収入超過者の家賃となります。また、入居してから5年経過後に「高額所得者」に認定されたときは、一定の期間を定めて住宅の明け渡しを請求いたします。
- （8） 申込内容が事実と相違し、虚偽の申請をしていることが判明した場合は、入居の承認を取り消します。
- （9） 希望される団地の周辺環境（駐車スペースの有無等）は、申込者で確認してください。
- （10） 入居後に入居者の過失で住宅や第三者に損害を及ぼした場合の補償や風水害等で損害を受けた家財の補償等に関する保険については、入居者負担で加入してください。

問い合わせ先：橋本市役所建設部「建築住宅課 住宅係」 Tel.0736-33-1115